

平成 23 年 4 月 6 日
株式会社 清水銀行

東日本大震災により被災された他行預金者の皆さまに対する 「代理現金払戻し」について

この度の「東日本大震災」により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

清水銀行（頭取 山田 訓史）では、平成 23 年 4 月 8 日（金）より東日本大震災により被災された東邦銀行（頭取 北村 清士）にご預金をお持ちの皆さまを対象として、「代理現金払戻し」を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

被害に遭われた皆さまの安全と被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

記

1. 対象の金融機関

株式会社 東邦銀行（頭取 北村 清士 / 本店所在地 福島県福島市）

2. 代理現金払戻しの対象預金科目

当座預金、普通預金（カードローン口座含む）、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、通知預金

3. 当行の取扱店舗、取扱時間

全営業店で、平日 9 時から 15 時までのお取扱とさせていただきます。

4. 本人確認について

ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料を可能な限りお持ちください。（いずれの本人確認書類もお持ちでない場合でも、清水銀行の窓口にご相談ください。）

5. 代理現金払戻しの限度額

- （1）通帳・お届け印の両方またはいずれかをお持ちでないお客さまは、ご預金残高の範囲内で、1 口座あたり 1 日 10 万円まで（千円単位、個人・法人は問いません）
- （2）通帳・届出印ともをお持ちのお客さまは、ご預金残高の範囲内で、1 口座あたり 1 日 100 万円まで（千円単位、個人・法人は問いません）
- （3）一般財形預金は、通帳・お届け印の有無にかかわらず、1 口座あたり 10 万円まで（千円単位）

以上